
令和6年 第3回 日之影町議会定例会会議録 (第2日)

令和6年9月4日 (水曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年9月4日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (8名)

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係 (総務課係長) 井植 博志君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	工藤 富士君
地域振興課長	関 雅人君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	平川 誠二君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	病院事務長	山田千登世君
教育次長	平川 浩二君	代表監査委員	小林 政隆君

午前10時00分開議

○議長（高館 英嗣君） 傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ、議会傍聴においていただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、久保優一君、高館英嗣、以上2名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

一般質問の方法について、3月の第1回定例会及び6月の第2回定例会では、試行的に一問一答方式により行ってまいりました。第3回定例会初日において、会議規則の改正を行いましたので、今後は答弁も含め60分の時間制限による一問一答方式により行います。

初めに、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（1番 久保 優一君） おはようございます。本日は御多忙の中、傍聴の皆様においてはお越しいただきありがとうございます。

それでは、通告どおり、西臼杵広域消防におけるハラスメント等について、5問、パワーハラスメントについて、1問。

まずは、西臼杵広域消防におけるパワーハラスメント等について。

- 1、パワーハラスメントについて、報告、相談、連絡等を受けたのはいつか。
- 2、安全配慮義務等の違反はなかったか。
- 3、議会に対しての報告、相談はなぜ行われなかったのか。
- 4、100条委員会を設置することで各職員に追加負担が想定される。そのようになるとパワーハラスメントにおける過大な要求に該当するのではないか。

5、本町におけるハラスメントへの取組はどのような状況か。

町長にお伺いいたします。

次に、パワーハラスメントについて。

昨今、頻繁に報道されるパワーハラスメントが児童生徒に及ぼす影響について、教育長へ伺います。

再質問は、自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 傍聴者の皆さんには、議会傍聴においでいただきましてありがとうございます。

それでは、久保優一議員の西臼杵広域消防についてのハラスメント等についての御質問にお答えをいたします。

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、昭和23年に消防組織法が施行され、宮崎県内でも次々と常備消防組織が設置される中、平成27年4月に県内10番目の消防本部として郡民の生命、身体、財産を守る使命をもって設立された常備消防組織でございます。

御質問の1点目、パワーハラスメントについて報告、相談、連絡等を受けたのはいつかについてお答えをいたします。

西臼杵広域行政事務組合消防本部で生じたパワーハラスメント事案に係る懲戒処分に関する報告、相談は、管理者、副管理者、各町議会議長に対して行われたものと認識しておりまして、本町に対しましても、7月1日に報告を受けたところでございます。

次に、2点目の安全配慮義務等の違反はなかったかについてお答えをいたします。

本町の救急及び衛生廃棄物処理業務は、地方自治法284条で規定する一部事務組合である西臼杵広域行政事務組合で処理を行っております。共同処理を行うとされた事務は、地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合で行うものとされております。よって、消防本部におきましてのパワーハラスメントに関する事務処理は、本町の事務の範囲に含まれず、西臼杵広域行政事務組合の副管理者の立場として、この場では答弁し難い御質問でございます。

加えて、一部事務組合には組合議会が設置されており、さらには令和6年8月9日付において地方自治法100条に規定する調査を行うために同法第109条第1項及び第292条に基づくパワーハラスメント等に関する調査特別委員会が設置されておりますので、西臼杵広域行政事務組合議会で議論される事案であると考えております。

次に、3点目の議会に対しての報告、相談はなぜ行われなかったのかについてお答えをいたします。

1点目のパワーハラスメントについて報告、相談、連絡等を受けたのはいつかにおいてお答えしたところでございますが、7月1日にこれまでの経緯を含め、懲戒処分に関する報告を受け、議長に対しましても同様に報告を行ったと伺っております。また、7月27日に広域行政事務組合議員全員協議会も開催されましたので、本町議会に対しての報告に代わるものと認識をしているところでございます。

次に、4点目の100条委員会を設置することで各職員に追加負担が想定される、そのように

なるとパワーハラスメントにおける過大な要求に該当するのではないかについてお答えをいたします。

100条委員会の設置に伴う過大な要求につきましては、通常以外の業務の発生や資料作成のための休日出勤などのケースが考えられます。消防本部におきまして、関係法令や令和3年度に制定しました西臼杵広域行政事務組合消防職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、適切な対応がなされるものと認識しているところであります。

2点目の安全配慮義務等の違反はなかったかにおいてお答えしましたが、質問の内容は西臼杵広域行政事務組合で取り扱うこととなりますので、同様にこの場での答弁はし難い、控えたいというふうに考えております。

次に、5点目の本町におけるハラスメントへの取組はどのような状況かについてお答えをいたします。

ハラスメントへの本町の対応につきましては、令和5年3月に職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を施行しておりまして、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、男女ともに快適に働くことができる職場環境の確立とともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、適切に対応するため、相談窓口や苦情処理委員会の設置をはじめ、相談の処理方法や加害者への対応方法などを想定しております。

ハラスメント対策は、被害者または加害者の個々の性格、特性、考え方や受け取り方にも大きく左右される事例もありますが、被害が報告された場合には、規定に基づき厳格に処理を行っていくこととしています。

現状、相談窓口を通じた届出はございませんが、過去には問題視されていなかったことが、現在ではハラスメントとして捉えられる場合もあると思われれます。些細な事例でありましても、個別に相談の場を設け、丁寧にかつ早期に対応する旨を機会あるごとに伝えております。今後もハラスメントの防止、排除に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 久保優一議員のパワーハラスメントについての、昨今、頻繁に報道されるパワーハラスメントが児童生徒に及ぼす影響について伺うについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、パワーハラスメントをはじめとする様々なハラスメントにつきましては、メディア等でも報道され、児童生徒にとって精神的な負担や不安感の増大、自己肯定感の低下など、深刻な影響を及ぼす可能性がある重要な問題であると認識しております。特に、学校におき

ましては、子供たちが安心して学べる環境を提供することが不可欠であると考えております。

町内の小中学校におきましては、いじめ等のアンケート調査を毎月実施しておりまして、いじめの有無のみならず、嫌な思いをしたことや相談したいことなどについても自由に記述できるようになっており、先ほど述べたような子供たちが抱える不安や心配事を把握することができるようになっております。

現在のところ、報道等によるパワーハラスメントの影響に関する記述は確認されておられません。

また、教育委員会としまして、町の校長会や教頭会、教務主任会等に毎回出席し、各学校の学習の状況や児童生徒の状況を確認したり、必要な情報を共有したりするなどして、学校と密に連携を図っており、何か気になることがあったらすぐ対応するようにしております。

そのほかにも、町内全ての学校に児童生徒等の心理相談・支援業務に当たるスクールカウンセラーを配置しており、さらに中学校には、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを派遣しております。

あつてはならないことですが、子供たちがハラスメント等による不安や心配事を抱えるような状況があった場合は、各学校において児童生徒への適切なサポート体制を整え、迅速に対応するとともに、学校全体でいじめ等の防止や健全な人間関係の構築を目指す教育をさらに推進してまいります。

教育委員会としましては、今後も学校と連携しながら、先ほど御説明しましたアンケートの実施や学校との情報共有を継続し、教育環境の充実と児童生徒の健全な成長を支えるため、引き続き、適切な対策を講じてまいります。

以上です。

[教育長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、まずは、教育長にパワーハラスメントについて、児童生徒に及ぼす影響について再質問いたします。

現在、子供たちに影響は見られていない、そして、適切な対策を講じてまいりますということで一安心いたしました。

今回、私がこの質問に至りましたのは、今回パワーハラスメントの報道、日之影町内の子供ではないんですけど、報道を受けていたときに、いじめは大人になってもなくなるのかなという話がありまして、ちょっと不安でこの質問をいたしました。そしてまた、安心したんですけども、端的に児童生徒にパワーハラスメントとは何かと質問されたら、教育長はどのようにお答えするのかをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 教育長。

○教育長（橋本 範憲君） 小学1年生から中学3年生ですから、学年によって答え方は様々になるかと思いますが。中学生または小学校高学年でしたら、パワーハラスメントについては大体把握しているので答えられますが、小学低学年等に関しましては、無理やり嫌なことを言われるとか、そこあたりからの説明になろうかと思いますが。自分はやりたくないけど無理やりさせられた、言われた、まあそこがいじめに関わってくる部分があるんですけども、そういったような日頃の子供たちが分かる言葉で、学年に応じた説明をするのではないかと思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 了解いたしました。

続いては、町長へ、5番の本町におけるハラスメントへの取組はどのような状況かについて再質問いたします。

答弁にもありましたとおり、本町でのハラスメント対策は行われているということで、私の気になったところは答弁の中にありました、あったとおり、過去には問題視されていなかったことが現在ではハラスメントとして捉えられる場合もあると思いますという答弁の中に、今、最近新たに話に挙がってきたカスタマーハラスメントについて、どのような対策を講じておられるのか伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤 貢君） カスタマーハラスメントの対策についての御質問にお答えしたいというふうに思っています。

今、新聞報道、あるいはいろんな媒体を通じてパワーハラスメントとしてカスタマーハラスメント、そういったことが注目されております。なかなかこのような田舎の町でそういうのがあるのかなというような気でおったわけでありましてけれども、しかしながら、カスタマーハラスメントとはどういうものかというのをそういう新聞あるいはそういった媒体を通じて聞いてみますと、日之影町にもあてはまるのかな、いや、しかし昔からあったな、我々が若い職員の頃はそういうのがよくあったなというのが実態であります。

しかしながら、今、うちの役場は1階の窓口等を含めて大変若い職員が多数配置といたしますか、入っております。私は通常、お客さんが来られたときには、接遇としてちゃんと立って、こんにちは、どんな御用件ですかというようなことをやっってくださいということを言っておりますし、そのような形で大変、職員は一生懸命やってくれているというふうに自負しています。しかしながら、中にお客さんとして、どんな中身か把握はしておりませんが、激昂されて大変窓口等で大きな声を出されている。そのときに我々は経験といたしますか、長く勤めている者はそういった対応もできるのではないかなと思いますけれども、やはり若い職員また女性の職員あたりは

やっぱり恐怖感というか、覚えるんだらうと、それがカスタマーハラスメントになるのかなという事で、何と言いますか、他人事ではないなという思いもしております。

そういうことで、先ほど答弁しましたようにパワーハラスメント等については、要綱を制定し、それに従いながら、また職員からの通報制度という形でやってきておりますけれども、しかし、カスタマーハラスメントにつきましては、まだまだ作成いたしておりません。しかし、このことにつきましては総務課のほうに指示をいたしまして、企業、あるいは企業の方とか行政機関の職員、あるいは個人等から不当な働きかけ、あるいは職務の公正な施行を妨げるような行為、そういったもろもろの威圧的な行為、あるいは乱暴な言動、そういったものについてはやはり何と言いますか、ちゃんとした対応方針というのを設けなくてははいけない。その設けた要綱に従って、極端な話、他の自治体では働きかけを行ったもの、あるいはそういった方々の氏名公表まで持っていていっている要綱もあるというふうに聞いておりますので、どこまでというのはちょっと内部検討必要でありますけれども、早急に要綱を制定してそういったことを防止するようにしたいと思っておりますし、カスハラ啓発等も含めて取り組んでいかにやいかなという思いで今おるところであります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） カスタマーハラスメントに今回触れましたのは、私も身に覚えがあるからでございます。最近もそうかもしれないですけど、つい声を荒げてしまったりとか、そういうことは今まで私自身数回あったと自覚しております。

そして、今回の件、役場内でカスタマーハラスメント。カスハラについて啓発することは重要であります。顧客側への啓発も同時に行って、役場からは非常に言いにくいと思うんですけど行っていかなければならないのではないかなと私は考えております。その点について町長にお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

テレビ等あるいはインターネット等を見ますと、他の自治体では名札の名字をもうあげないとか、そこまで、そういうのをあげるとその方を中傷するとか、そういうことまで行われるというようなことであります。今、職員、名札着用させておりますけれども、そういうことまで来ているのか、ですから、今、久保議員おっしゃったように早急に要綱等は設置をします。そして職員対応のみならず、やはりこのことについては広報媒体を通じて、やはりカスタマーハラスメントとは何か、パワーハラスメントとは何か、あるいはセクシャルハラスメントとは何かというのを広報紙等を通じて、やはり町民の方々にも周知をし、そしてそういうものがないというような町

といいますか、そういう形をしていくことがやはり一番基本的に大事なかなというふうに思っておりますので、要綱をつくってそれで終わりという形ではないような形で担当課には指示したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、5番については以上で質問を終わるのですが、1番、3番について再質問いたします。2番の安全配慮義務違反、4番の100条委員会の過大な要求については100条委員会で質疑が行われることだと思っておりますので、再質問はいたしません。

今回、この1番のパワーハラスメントについて報告、相談、連絡等を受けたのはいつかと質問いたしました意図は、パワーハラスメントについて町長が知ったのはいつか、ということが真意であります。

3番の議会に対しての報告、相談はなぜ行われなかったのか、ということの真意は、報告は個人の考えですが、報告は一方的なものだと思っております。相談は相互の関係だと思っております。そして、相談が行われることで、行政側が相談を議会に行うことで、案件の責任が議会にも移り、一丸となって案件、事件・案件について考えていけるのではないかなということで質問させていただきました。

それでは、まず初めに、質問の要旨とは外れますが、日之影町における広域消防、成り立ちから今の役割は何かということを町長にお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 冒頭の答弁でありましたように、平成27年に3町で広域消防をつくるということに設立されたわけでありまして、この広域消防に設立に当たりましては、私、平成25年に町長就任いたしました。その前、副町長をしておりまして、この消防設立については、副町長として高千穂・五ヶ瀬の副町長とともにこの設立に向けて取り組ませていただきました。大変な喧々諤々といいますか、3副町長では何と言いますか、声を荒げた話し合いもして今のようになりまして。というのが、それぞれの町に支所の消防署を造れ、しかし財政的に苦しくなる、高千穂が中心的に担う、そういった全ては話しませんが、いろんな激論をしながら設立をいたしました。なぜ、こういうことをしながら、ぜひ必要なというのは、私の考えでは日之影町と五ヶ瀬町にとっては絶対にこれを造っていなければ大変なことになるという思いがございました。当時、日之影町は職員が救急業務を担っておりました。そして、夜は委託会社のタクシーの方が搬送をする。今の時代に、ただ患者さんを救命措置もしなくて運ぶ、それで本当の意味の福祉かというのがありましたので、何としてでも救急というか、消防よりかは救急、消防は

消防団も日之影町は素晴らしいですから、救急を何とかせにやいかんということでやってきたところでは。高千穂町は職員が救急で対応できる。なら、うちはもうそれだけでいいという意見もございました。しかしながら、何としてもこれをやっていかんやいかんということで、議会の御理解もいただきながら、ようやく来て10年経ったわけです。

そういったことを踏まえる中で、今回のような形ができたことについては大変残念でありますし、信頼といいますか、早期に100条委員会もつくっていただいておりますけれども、そういった形の調査が終わり、やはり西臼杵にとってはなくてはならない、そして働いている若い隊員たちにとってもなくてはならない組織というふうに私は認識いたしておりますので、そういうことでこの西臼杵の広域消防署はさらに発展すべき、西臼杵にとってはなくてはならない、公立の病院、医療センターも統合しましたけれども、この2つが連携して西臼杵の救急あるいは医療、そういったものを担うべきものと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 町長の認識をお伺いいたしました。

それで、答弁の中に議会への報告で町長が連絡を受けたのは7月ということだったのですが、私、今回の100条委員会の設立に当たって、広域事務組合の会議録、2年にわたって読み返しました。そして、令和6年3月26日開会の会議録の中で、高千穂の広域議員の質問に対し、管理者がこう答えております。これ間違いがあったらいけないので、原文のまま読みます。長すぎるのでハラスメントについての下りの中で高千穂町長の答弁で、「また、現場職員からはですね、こういった状況もあるというところの問題については、消防長を通じて中には文書でみたいな形もありまして、それは聞いておりまして、それをしっかり先ほど話があった隊ごとのですね、責任者において、その後のハラスメント的な発言、言動があった職員については、十分周りの職員でそういうことがないように見守ると言いますが、こうすることで職場の改善に努めていると、そういった状況でございます」という答弁がありました。

私、今回のパワーハラスメントの事案に当たりまして、非常に知らなかったことを後悔しております。私自身のできる範囲でありましたら広域議会、私は広域議員ではないですが、もう少し注意を払って議会内で何があったか共有すべきだったと思っております。もし、この3月の時点で気づいていたら、もう少し違った形が取れたのではないかなと思っております。

前回の広域の全員協議会に傍聴に私行きましたが、どちらかというと管理者側の責任を問う質疑が多かったように思っております。しかし、もしもこのハラスメントに対して、正直もう少し注意が払えていれば、この管理者の答弁を拾って、何か質疑があつて、100条委員会に開くまでならなかったのではないかなと私は考えております。

この発言をいたしました意図は、パワーハラスメント、事、パワーハラスメントにおいては、客観的な検証が必要だと私は思っております。なので、何が悪かったか、これが悪かったか、一方的な質疑ではなく、これは我々にも責任があったな、省みるところがあったなというところをしっかりと見定めて、100条委員会の運営をしていただきたいと思っております。

長々としゃべりましたが、これ3月の時点で気づくことができたのではないかなと、町長に、100条委員会の絡みもあるので答弁しにくいかなと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 3月の議会には出ております。管理者のほうからお話があったことも承知をいたしております。その中で、今、久保議員がおっしゃったように、個々の事案につきましては管理者、また消防長等により、先ほど管理者が答弁したような形で処理をなされたんだろうというふうに思います。

今、久保議員がおっしゃったように、もうちょっと早くその認識を全体で共有すべきだということについては、今このような状況になって、何を今さらお前がということもあるのかもしれませんが、それについては何ら、いや、違いますという形もございません。ですから、今思うのは、今、久保議員がおっしゃったように、100条委員会という形で議会の皆さん方にお骨折りをいただき、設立をして、その調査を進められておるわけでありまして。そして、その結果を報告を管理者が受けるという形になっておりますので、要はその報告を受けた後にどうやって、先ほども言いましたように、設立から今日までの広域消防の思い、そしてそこで働く隊員たちの思い、そういうものをつなげていく方法といたしますか、どういうふうにしたら再生できてこの西臼杵の救急あるいは消防を担っていけるような組織につくり上げていくのかというのが、逆に言えば私は一番重要なことではないかなというふうに認識をいたしております。そのために100条委員会の中でお骨折りをいただきますけれども、我々、そういう高千穂町長が管理者、五ヶ瀬、日之影は我々が副管理者として3町の組織の中で運営をさせていただいているわけでありまして、そういう中で一緒になって再生を図ることが非常に大事なことというふうに今認識をいたしておるということでございます。

久保議員が今述べられたことについて、何ら私が齟齬がある、違和感があるという思いはありません。何としても再生の道をどうやっていけばいいのかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 広域消防の件については、もうここで質問は終わりますが、今回質問に当たるに至って、町内の方、町内以外の方もこのパワーハラスメントというものについて

どのような受け止め方をされているかというところをお聞きしたところ、少しく、パワーハラスメントの定義の成り立ち、認識がまだ曖昧なのではないかということで、今回、消防について100条絡みで答弁がしづらいということも考慮した上で、またパワーハラスメントについて本町の中で、中だけでも考えていただきたいということで質問をさせていただいたところでありませう。

これ、例えば、パワーハラスメントは職場によってあることもあるし、どこにでもあるということを残念ながら私は町民の方々からお聞きしたのと、やはり世代の違いではないかというお話を聞きました。

しかし、法律云々とやると職場での優越的な背景など言うところちょっと小難しいので、私、この岡田康子さん、この「パワーハラスメント」という言葉をつくった方の書籍の中から多少引用させていただきますが、「ハラスメントという言葉には、単に嫌がらせという直訳された意味だけではなく、人権侵害や侮辱などで相手を傷つけることや不利益を与えることなど、人として許されない行為という意味が含まれています。そういった行為が指導の名を借りて行われていることがパワハラであり、厳しい指導イコールパワハラではありません」。今の認識ともう一つ、町民の方からの不安が、例えば上級職が職員を指導するときに満足な指導が行えないのではないかなという不安をたくさんお聞きしたので、その指導方法に関するパワハラについて、現在、日之影町ではどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

パワーハラスメントの定義というか、今お話がありましたのを聞いておりました。我々が入ってもう40数年経ちます。入ったときは先輩から指導を受けて、厳しい指導を受けて一人前になってきた。今、あれを思えば、あれはパワハラかなとか思いますけれども、今現在、非常に、今、久保議員がおっしゃったようにその境というか、ここを越えればパワハラ、そういう明確なものがなくて、やはり職員また課長を含めた上級職員とは部下を指導する中で大変気を遣っているのではないかなというふうに思いますし、私自身も大分そういう意識はしながら話をするようになってきております。

しかしながら、私は先日も仕事上でやらなければいけないことをそのままにしておって、大変、町民の方にやればできる、それを置いておく、そのことについては私は厳しく叱責をいたしました。果たしてそれがパワハラ、相手にとってはパワハラになれば、私は違うと思います。そして、あと一つはこの前台風10号で入ったばかりの職員も含めて、2日間ほど避難所に泊まり込みで派遣もし、そして役場にも泊まり込みをさせました。その中でやっぱり厳しく言ったのは、危険なこととか命に関わることにだらだらやっておったらやはりそこは厳しく叱責もしますし、怒鳴

りもするのではないかなというふうに思います。

ですから、今、久保議員がおっしゃったように、人権侵害とか容姿とかそういうことになるとそれはもう完全なパワハラというふうに思いますけれども、仕事の中で仕事を覚えて職階の中で指導していく、そのことについてはやはりちょっと違うのかなというふうに思いますし、それをどうやって指導していくのかというのは、やはり日頃の上司と部下とのコミュニケーションとか、一緒に仕事をする中でやはり丁寧に説明をすること、ただぽんつとやれというだけじゃなくて、こういうことでこうなるとか、そういった信頼関係というのにも必要なというふうに今考えているところであります。

そういったことを踏まえて、やはり町民への啓発も大事ですけれども、職員にもそういった研修というか、職場内での研修というの、やはり上級職員、部下、そういったものを含めてやることも大事なかなというふうに今思っているところであります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今ので一通り私の聞きたいことはお伺いいたしたんですが、パワーハラスメントというハラスメント関係のこれだけを取ってもなかなか議論が着かないところですし、難しいところであります。

教育長に質問した意図の中には、答弁の中にいじめや嫌がらせはいけないよと、僕が子供の頃は親とか教師から受けたわけです。にも関わらず、大人の社会でこのようなことがあって果たしていいものかというところがありまして、それでもやはり撲滅とか、なくなるということはなかなか難しいというところだと思います。

しかし、我々議員も行政もその難しいと思う、多少きれいごとだとは言われながらも、やはり若者、児童生徒、若い世代にですね、そのきれいごとに向けて努力しているというところを伝え続けなければいけないかなと私は思っております。

質問を以上で終わります。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、久保優一君の質問は終わりました。

.....

○議長（高館 英嗣君） ここで、議事進行の都合により、議長の職を副議長に交代いたします。

○副議長（甲斐 徳仁君） 議長を交代いたしました。

それでは、高館英嗣君の質問を許します。高館英嗣君。

〔議員登壇〕

○議員（9番 高館 英嗣君） それでは、町長に対し、台風14号災害復旧の現状と見通しについて質問させていただきます。

台風14号が令和4年に襲来し、早2年となったわけではありますが、耕地災害、道路災害とまだまだ復旧には至っていない箇所が多々あります。その中にはありますが、令和5年災、昨年度の災害もあり、激甚災害の指定も延長されたところでもあると思っております。

先週来ました台風10号、こちらの前情報も激しくて、今後さらにひどくならなければいかなという不安がありました。今のところそういった大きな災害もなく来ているわけではございますが、これに先週の台風10号災害があったときには、このまま台風からの原状復旧は可能なのかどうかと、一抹の不安を覚えたところでございます。

また、こういった質問をする中には、広くどのくらいの期間が必要か、またどういった現状で進んでいるのか知らしめる、知っていただくことも必要かと質問させていただきました。

私が集落の草切りなどに参加したときにも、いつになったら米が作れるようになるのかなと質問されることがございます。その都度、そこに入っている業者の方々の人が足りないこと、またマンパワー不足で工事が進まないことなどを説明しているところでございます。

もう一点は、費用負担が今後さらに発生するのではないかという不安も抱えている方々が多いようにございます。田んぼがしっかりと作れていれば、今年の米不足のような状況にもならなかったのではないのでしょうか。逆に、日之影町は米がいっぱいあるよということもあって、ほかのところに親族などにもしっかりと送ることもできたり、うちに言いないと何でも言いえないということが言えるような状況になっていたのではないかなと思います。

以上のことも踏まえまして、今後の災害復旧対応について町長の答弁を伺います。

のちの質問は、自席にて行わせていただきます。

〔議員降壇〕

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

まず、先日襲来しました台風10号の被害状況につきましては、現在、災害調査中ではございますが、令和4年災までの被害は確認されていないようではありますが、今後も台風の発生等により大雨が予想されますので、油断することなく対応してまいりたいと考えております。

高館 英嗣議員の令和4年台風14号により甚大な被害を受けた本町であるが、復旧状況と今後の対応について伺うについてお答えをいたします。

令和4年度は台風5号、台風11号、台風14号により甚大な被害を受け、公共土木施設災害復旧86件、林業施設災害復旧37件、農地農業用施設災害復旧208件、全体で331件、査定額にしまして26億1,900万円が査定決定され、現在復旧に鋭意取り組んでいるところでございます。

復旧状況につきましては、8月末現在で公共土木施設災の発注件数は71件、発注率83%、うち竣工件数58件、竣工率は67%、林業施設災の発注件数は36件、発注率97%、うち竣工件数24件、竣工率は65%、農地農業用施設災の発注件数は141件、発注率68%、うち竣工件数は90件、竣工率は43%となっており、全体の発注率は75%、竣工率は52%であります。

町内の建設業各社の高い技術と機動力によりまして、着実に復旧が進められておりますが、まだ完全復旧には至っておりません、町民の皆様にご不便をおかけしております。

また、西臼杵支庁が管轄する町内の国県道の災害件数は16件、河川災害は16件、合計32件あり、発注件数は17件、発注率53%、うち竣工件数は6件、竣工率は19%となっております。

特に国県道の災害は、町民の生活に重大な影響を及ぼすことから、西臼杵支庁をはじめ、県土整備部に常々早期復旧をお願いしてまいりました。その結果、県道北方高千穂線の影待、県道上長日之影線の追川においては、県及び施工者の尽力により早急な復旧が行われましたが、主要地方道日之影宇目線の楠原下、県道北方高千穂線の槇峰から八戸間及び吾味から竹の瀬間の災害は現在施工中であります、復旧に至っていない状況でございます。

理由の一つといたしまして、令和4年災は、県北地域全体に多大な被害をもたらした、建設業各社とも担い手不足や手持ち工事の増などが主な理由となり、県が発注する入札に対して不調不落が発生したことによるものと思われま。

今後の対応としまして、日之影町が管轄する災害復旧工事につきましては、令和4年災及び令和5年災の未発注工事を早期に発注するとともに、現在契約しております工事を計画的に復旧させてまいりたいと思っております。

また、宮崎県が管轄する国県道との災害復旧についても、県に対しまして早期復旧を要望するとともに、地元との調整などできる限りの協力をを行い、一日も早い復旧を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

〔町長降壇〕

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） 発注件数、進捗率、発生率に含めての竣工件数など報告いただいたところではございますが、あの、一応、毎回工事の中でいろんな要望が出るとお思います。その中で優先順位という言葉が多々出ることがあるのですが、その優先順位の定義についてお伺いしたいと思います。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 明確な優先順位という定義がないというふうに私は認識しておりますけれども、やはり一番は集落間をつなぐとか人が移動する、そういったものについて優先的に発注という形になるというふうに思いますし、以前、私が担当等をしよったときにもそのような形で進めてきたように考えているところでございます。これとこれが先じゃないといかんとというような定義というか、それに従った形ということではないんではないかなというふうに私自身は思っているところであります。

以上です。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） この優先順位を聞いたのも、そこで生活している方々、また生産性からいうと農地を耕してそこに米を作ったりするところも上がってくると思うんです。確かに集落と集落をつなぐ道路の優先というのは人命にも関わることもあって、そこを優先順位に持ってくるのは分からなくもないところであります。ただ、生産性の部分から考えると優先順位をどこに置いていくかというところが、再度見直す必要があるのかなというところもございませう。

その中で、優先順位を聞いたところと工事の進捗状況、また農地の復旧状況などを考えたときに、トータルで見てどういう、どのくらいまでこう期間がかかるのかなと、今もう2年は経過するところに来ていますが、今後その中で鋭意進めていったとしても、あと何年待つのかなというのが恐らく町民の方々の不安だと思います。その中でこの間の台風10号みたいな台風が直撃はしませんでした、そういったのが増えてくるとさらに延びてくるのではないかなというのが一番の不安だと思います。その中で生産性というのはだんだん下がってくるんですよね。そういった中で農地を守る人たちも、もういいかなという気分になってくると思うんです。これ以上やっても作れるのかな作れないのかなと。そういったところまで踏まえて、今後どこまでしっかりとある程度、これは期間を決めない終わらないことだと思うんですよ。そういったどこまでで終わらせたいかというのは、どういう考えをお持ちか伺いたします。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 災害復旧については、これはもう国の補助事業といいますか、その制度にのっとって復旧をしていく、激甚災になれば100%近い補助率があつてその査定を受けてやるわけでありませうが、通常原則3年です。3年でやり上げてというのが国の方針であります。しかし、極端に言えば、そこの工事までいくことがなかなかできなくて、12月ぐらいに発注しても3年目の最後の年に3月までできないということであれば繰越しをするわけです。そして、繰越し制度があれば翌年度まで繰り越せますので、極端に言えば年度と言えは4年になるのかなというふうになります。そういうのが国の制度上ありますし、そういう形でやっているのが現状であります。

先ほどありましたように優先順位につきましても農地等においても、やはり水路等であれば用水が流すときには発注ができない。そうなれば9月、あるいは米が刈り取ってから水を流さないときにやるとか、そういうことになりますれば3月まで終わらなければ翌年度に繰り越していくとか、そういう災害復旧、なかなか農地農業施設は大変難しいわけでありませう。

高館議員がおっしゃったように生産性が下がってくるということも十分理解をしておりますけれども、そういったことを勘案しながら担当課において、また、農家の方々にはそういった趣旨の説明をしながら、ここは今回やりますけれども、この部分についてはもろもろの事情で来年以降になりますという御相談を申し上げながら発注業務に取り組んでいるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上です。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） それでは、発注業務が出ましたので、現場の発注に関して伺わせていただきます。

町内業者の活躍により、動きによって現在の工事が進行しているという答弁をいただきましたが、令和4年災のときに前課長にもちょこっと話をしたことがあります。ここまでひどかったら一旦町外の業者にもいったん出して、町内のある程度の工事は早急に進めたほうがいいのかと、これは危機管理能力の問題なんですけれども、それこそ先ほど話したように、翌年にまた激しいのが来たらどうなるのか、その翌々年にも来たときには完成されているのかどうかという危機意識を持っていたからそういった答弁をいや、質疑をさせていただいたこともあるんですが、実際問題、この町内の令和4年災、発注はもう町内だけに限って行ったというところでしょうか。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 今現在、令和4年災等については、町内13社の方々にお骨折りをいただいて指名をし、そして建設業の方々にこれで日之影町の災害復旧を頑張ってくださいませかという形をお願いして発注しております。おかげで日之影町の業者の方が大変頑張ってくださいませしております。日之影町のみであります、不調不落をしていただいていないのは、全部受けていただいております。支庁関係では21件、不調不落。よその町はどうでもいいかもしれませんが、試しに高千穂町は48件、五ヶ瀬町21件、不調不落という形であるそうであります。うちは皆さんが頑張ってくださいませ、現在不調不落はなくて受けていただいております。

先ほど答弁にもありましたように県北地域を一変に、御案内のとおり、椎葉から県北地域は令和4年台風14号でやられておまして、当時、高館議員がおっしゃったように、延岡とかの大手あるいは他のという考えもなくはなかったわけでありませうけれども、まずは地元の自分のとこ

ろの町でという形をお願いをし、もう御案内のとおり、災害復旧優先ということで町民の方にも御迷惑おかけしていると思いますけれども、町単の改良工事等は今控えさせていただいているのが現状であります。まずは災害復旧を建設業者の方々は頑張ってくださいということで、今頑張って、今言いましたように不調不落もなく、日夜頑張っておられます。働き手が少ない、日之影町内の業者さんに限らず建設業全体少ない中で頑張っておられます。

それと町内発注であるわけでありまして、下請け制度等も使っていないわけでありまして。ですから延岡とか空いている業者さんで下請けに入っていただく制度も使っていない構わんですけれど、いかんせんその下請けさんも延岡が少なくなっちょるということで非常に困っている面もあるわけでありまして。そういう中で何とか4年をまずは片づけてやっていかにかんという中で今進めているのが現状でございます。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） 今、町内の改良工事もストップして災害復旧にという話になっていたのですが、だからこそ町内の改良工事を止めることなく進めるためにも出すべきではなかったのかなというのがあります。早めに災害復旧は終わらせて、町内の改良工事を進めることで、さらに強い日之影町へと道路も広くなれば、物の運搬もしやすくなるなど、そういったところに進めていけたのかなという思いがするんですよ。

これ日之影の条例なので、やっと、以前見たときに見かけていたんですが、やっと見つけたかなと思って、災害復旧のことも書いてあったんですよ。これ財務の第6編に載っていました。土木関係のところには指名入札のところは載っていなかったもので、ずっと調べていたら財務のところ載っていたので、ここに「災害等緊急施工を必要とするもの又は地域の特殊性その他町長が特に必要と認めるものについては、前第2号の規定にかかわらず有資格業者を指名することができる」と、まさにあの、今回の災害とかにはこういった対策も取る必要があったのではないかなという思いがあります。

ちなみに、県北の業者一円と聞きましたがどこの業者、例えば西臼杵の業者さんだけだったのか、もしくは延岡の業者さんまでしっかりと確認を取って行おうとしたのかお伺いしたいと思います。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

災害復旧、今回の発注をする中で、まずは、町内の皆さん方、町内の建設業者の方々に頑張ってやっていけますかという形を指名審査委員会でありまして副町長を通じてお聞きをし、情報共有し、頑張っていくということでございます。

そういう中において、闇雲に早期復旧という形が平成5年災等においてはございました。私も

担当でありましたからやりましたけれども、今の規模に比べるとこんな規模ではございませんでしたので、50億、60億ぐらいの規模でしたので、そういう形で取ったこともございますけれども、何と言いますか町内業者の方々が通常維持管理を、いつもそういうときには町内業者、さあ大きな工事を発注したときには早期完成を求めて町外の大きな業者、それは早期完成を向けてそれも一つの方法かもしれませんが、しかし、日頃から地道にやって、みんなでそれができないということであれば、他の延岡とか発注をすればいいというふうに思いますけれども、冒頭言いましたように県北一円でなかなかできないということもありましたので、町内業者さんで頑張ってもらおうということで指名審査委員会で決定をされたというふうに伺っているところでございます。

改良工事をしながら、その分を仮に町外の業者さんにしたら、災害が終わったときに町内の業者さん育成はどのような形でまた考えればいいのかというところまで考えて、できたら町内の皆さん、お骨折りをかけているみんなで、災害復旧を乗り越えていきたい。農家の方々、町民の方々にはご不便をおかけしている面もあるかと思いますけれども、そういう考えの中で、今時点では町外発注をしてこなかったというのが実態でございます。

以上です。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） これは考え方一つなんですけれども、結局あの、さっきの決算の、今、決算議会にはなっていますが、将来負担比率であったり実質公債比率であったり、ずっと逆にうちは積み上げている状態だと思うんです。というのを考えると、国費で持って来られる工事は結局早めに終わらせて、積み上げている部分があれば、そこを改良であったり、地元の事業者育成に回していくという考え方もあるんじゃないかなと思います。公共工事を一定程度行って、自治体負担で、地元負担で行っていくことで、しっかりと地元の業者育成はできるんじゃないかと。また逆に隣の北方町などであれば通勤圏内でもあると思います。そういったときに北方町が何かあったときに日之影町の業者さんも応援に行けますよ、などという関係性の構築も今後生まれてきたのではないかなという思いもするんです。昨年来、北方の建設業の人たちに何人か話を聞くと、入れるなら入りたいという声もあったので、そういったところで相互協力ができる体制がつくれて来たんじゃないかなという思いがあります。大規模災害で地元の業者を使って、地元の業者の方に頑張ってもらって、災害復旧を進めていって、地元の業者もしっかりと力をつけていただくというのはもちろんだと思います。ただ、ここにはそこに住んでいる人たちの生活もあるということも考えると、逆に早めに終わらせて、自主財源を使って公共工事を適宜発注をして、地元の事業者を成長させていくという考えもあったのではないかなと。またそこで生まれてくるのがその公共工事を受けたところでどのくらい稼げたか、利益が出てきたかという

ところで出てくるのが税務課だと思っんです。どのくらいの税収を取ることで、また地元に戻元をするという仕組みをつくっていかにかんのかなど。また町外に出したところで、じゃあ、ふるさと納税を日之影にしてくださいよ、ということも言えると思っんですよ。そこまでの何とつか、柔軟に考えていただいたほうが、今後の日之影町で何かあったときのためには、お互いのしっかりとした関係性の構築ができてくるんじゃないかと思っます。本当にこういう大規模災害のときだけには特化してほかの自治体にも協力を仰ぐという形をして関係性を構築していくのも、今からは必要ではないかと思っております。

条例もあるんですが、ある程度は見直す時期にも来ているのかというところもあります。ほかの自治体、2件しかなかったんですけど、これは栃木県の高根沢町、農地及び農業用施設災害復旧事業補助条例とか東京都大島町では土砂災害復興基金条例などというものをつくっている自治体もございます。そういったものも検討しながらやっていく必要があるのではないかと思っますが、町長の答弁を伺います。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 高館議員がおっしゃることは分からんわけでもないわけであります。単独事業を使って単独の予算で改良工事を進めながらすることもできんことはないというふうに思っますけども、いかんせん、財政的に補助制度があるほうが国のお金を使って財政運営上はいいわけでありますし、改良工事、1年、2年、極端な話、ちょっと災害が終わるまで我慢してくださいということで町民の理解も得られるだろうというふうに思っているところでもございました。

お話がありましたように大規模災害、今からまた来る可能性があるわけでありますから、絶対に町内業者のみでやりますということをは言っているわけではありません。以前にも町外も入れたわけでありますけれども、今回は、県北も大災害を受けたということでありまましたし、先ほど言っましたように町内業者に発注をして、その下請け業者さんとして延岡とか日向とかやりたいという業者さんが北方でおられれば、ぜひ入ってきてやっていただくことは何らやぶさかでもないわけでありますから、この入札制度の仕組みの中で一番いい方法を取ればいいというふうに思っますので、今の御提言については、また今日は私、指名審査の権限が外れておりますので、副町長以下、指名審査委員会等で研究していくものというふうに思っています。

また、今、2つの町の条例等については把握しておりませんので、またそういったものがあつて日之影町にとって必要なものという形であれば考えていくことについてやぶさかではございません。

以上であります。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） 今、町長の答弁で指名審査委員会の委員長ではないという答弁が

あったのですが、指名審査委員会の委員長は副町長でございますので、何か答弁があればいただきたいと思います。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 町長が答弁されたこととあまり差異はない、もう変わりはないと思いますが、まず、指名審査委員会としましては、町内でできるのかできないのかというところからまず始まりました。先ほど町長が申しましたように、町内の事業者に対しまして、これぐらいの規模の災害になっているが可能なのかという聞き取りを行ったところ、何とか頑張って町内でやりたいという返事をいただいたところでございます。やはり、町内の事業者優先という形でのスタートでございました。高館議員がおっしゃるように、まず、もっと町外の業者を入れれば早く完成して次の段階に、ステップに進めるのではないかとこともございますが、過去に町外の事業者を入れた経緯もございます。その際、やはり町内の事業者を入れる場合は、やはり現場条件のよいところでどうしても町外の事業者を割り振らざるを得ないというか、やはり応援をしてもらう立場上ですね、現場条件がいい悪い、絶対ありますので、やはり現場条件のいいところがやっぱり町外優先という形になってきます。そうすると現場条件の悪いところを町内事業者が担っていくというような状況になります。やはりそうなりますと、町内事業者にはやはり、今でもいろいろ御負担を申し上げているところですが、さらに負担が増すというような状況でございます。さらに、もしかしたら、そういうことによりまして、事業の継続が不可能になる業者も出てくるやもしれません。そういうことも考えながらですね、指名審査会としましては町内事業者で何とか頑張りたいという事業者の思いもございましたので、やはり町内事業者にお願いをするというところで指名審査をしたところでございます。

やはり町民の皆様にはできるだけ早く復旧することが望まれておるとは思いますけれど、御迷惑をおかけしますが、そういうところも考えていただきたいというふうをお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（甲斐 徳仁君） 高館英嗣君。

○議員（9番 高館 英嗣君） これは最後になるかと思いますが、先日の新聞に松本総務省の意見として、11月分の普通交付税の一部を繰り上げて配分する方針を明らかにしたということが記載されておりました、災害復旧に関してですね。そういったこともして、国を挙げてもしっかりと災害復旧に手を入れていこうという動きがあるのであれば、なおさらいろいろ考えていかないといけないのかなというのが思われたところです。

常々、一般質問の中でまちづくりはどうするのかということを僕は言ってきた記憶がございます。そういったのも全部こう、確かに町の事業所も必要です。災害があったときにどこが一番最

初に動いてくれるかといった土木現場の方々が一番最初に動いてくれています。そういった事業所をしっかりと守っていくことも必要なことだと思っております。

なぜ災害に特化してということになるかという、地元、もしくは地元で発注する、確かに財源の問題もあるんですけど、そういったところが引っかかってなかなか工事発注できない。発注してもどうなるかというところが不安等はあると思いますが、できるだけ地元を育成していくのであれば、そういった工事はしっかりと適宜、今後増やしていかないといけないのかなというところもございます。

その中で将来負担比率とかの問題になってくるんですが、そのパーセンテージが、これは国の財政基準法の中で決まっているやつなので、これを変えていってくれないかというのは絶対に出てくると思います。今の物価高で言えば、すぐそのパーセンテージにいくと思うんですよ、いろんなことをやっていった上で。その中でそういった意見を出してくれないかといったら、議会としてもしっかりと動かないといけないのかなと、そこが気になって町の工事などがしっかりと発注できない、地元育成にもつながっていけないというんだったら、そういったこともやらないといけないのかなと私は思っております。じゃないとやりたいことができないような町になってしまうのかなという不安もございますので、しっかりとその点も考えていただいて、今後の取組に生かしていただきたいなと思います。

○副議長（甲斐 徳仁君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。今回、決算議会出しておりますけれども、本町の起債残高60数億円、郡内で一番であります。五ヶ瀬町が一番少なく、高千穂町が60億くらいですかね。うちは60数億。これを一つ取れば、日之影町は借金だらけじゃねえかという捉え方をするかと思いますけれども、そのうちの7割、40数億円は国が面倒見る借金でありますから、正味20数億しか借金していない。そういう中で財政的には健全化を果たしておりますし、基金残高も特会合わせれば40億を超えました。ということは高千穂、五ヶ瀬町に比べても数億から10億近く上回っているということでもあります。この庁舎を建てながらもそういう形ができてきたというのは、やはり有利な起債、あるいは辛抱するところは辛抱しながらやってきたというふうに自負をいたしております。そういう中で、今、高館議員がおっしゃったこと、積極的にやるものはやる。そういう中で、しかし、今の制度上、財政が破綻した、次の世代に財政が破綻した町を譲るということは絶対私はできないというふうに思っております。そういう中であれば、身の丈にあった中でいかに有利な起債を借り、国・県等との連携を図りながらやっていく以外にはないというふうに思っています。

そういうことで必要なものは積極的にやるという形で今後も取り組んでいきたいというふうに思いますし、本日の災害復旧を絡めた御意見、御提言については、また研究しながら、いや、そ

れはいかんとですわという気は全然ございませんので、いいものは取り入れてやっていって、みんながよかったねというふうになるのが、多分、執行部と議会のこういう意見を交わす場というふうに思っておりますので、また今後ともいろいろな面で御意見いただければ頑張っていきたいというふうに思います。

終わります。以上です。

○副議長（甲斐 徳仁君） いいですか。

○議員（9番 高館 英嗣君） はい。

○副議長（甲斐 徳仁君） 以上で、高館英嗣君の質問は終わりました。

ここで議長の職を交代いたします。

○議長（高館 英嗣君） 議長を交代いたしました。

以上で、議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

午前11時17分散会
